

【永住許可申請①】

申請人の方が、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格である場合

提出書類

※ 申請人とは、日本での永住を希望している外国人の方のことです。

※ 配偶者とは、上記申請人と結婚している日本人又は「永住者」の方のことです。

※ 日本で発行される証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。

1 永住許可申請書・・1通

※地方人因管理官署において、用紙を用意してあります。また、法務省のホームページ
(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-4.html>) から取得することもできます。

2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・提示

3 身分関係を証明する次のいずれかの資料

■申請人の方が日本人の配偶者である場合

・ 配偶者の方の戸籍謄本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

■申請人の方が日本人の子である場合

・ 日本人親の戸籍謄本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

■申請人の方が永住者の配偶者である場合

(1) 配偶者との婚姻証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

(2) 上記(1)に準ずる文書(申請人と配偶者の方との身分関係を証するもの)・・・・適宜

4 申請人を含む家族全員(世帯)の外国人登録原票記載事項証明書(外国人の方)及び住民票(日本人の方)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜

5 申請人又は申請人を扶養する方の職業を証明する次のいずれかの資料

■会社に勤務している場合

・ 在職証明書・・1通

■自営業等である場合

(1) 確定申告書控えの写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

(2) 営業許可書の写し(ある場合)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

※自営業等の方は、自ら職業等について証明していただく必要があります。

■その他の場合

・ 職業に係る説明書(書式自由)及びその立資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜

※申請人及び配偶者の方お二方とも無職の場合についても、その旨を説明書(書式自由)に記載して提出してください。

6 直近(過去1年分)の申請人又は申請人を扶養する方の所得及び納税状況を証明する次のいずれかの資料

■会社に勤務している場合

■自営業等である場合

・ 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各1通

※お住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。

※上記については、1年間の総所得及び納税状況(税金を納めているかどうか)の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。

■その他の場合

(1) 次のいずれかで、所得を証明するもの

① 預貯金通帳の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜

② 雇用保険を受給していることを証明するもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

③ 上記①～②に準ずるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜

(2) 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各1通

※お住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。

※上記については、1年間の総所得及び納税状況(税金を納めているかどうか)の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。

7 身元保証に関する資料

(1) 身元保証書・・1通

※地方人因管理官署において、用紙を用意してあります。また、法務省のホームページ
(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-4.html>) から取得することもできます。

※身元保証人には、通常、配偶者の方になっていただきます。

(2) 身元保証人の印鑑

※上記(1)には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい(提出前に

(1)に押印していただいた場合は、結構です。)

また、印鑑をお持ちでない方は署名(サイン)でもかまいません。

(3) 身元保証人に係る次の資料

① 職業を証明する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜

② 直近(過去1年分)の所得証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜

※①及び②の資料については、上記5及び6を参考にして提出してください。

③ 住民票(日本人の方が身元保証人の場合)又は外国人登録原票記載事項証明書(外国人の方が身元保証人の場合)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

※③については、上記4の資料と重複する資料となる場合もありますので、その場合は、併せて1通提出していただければ結構です。

【裏面に続く】

※※このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おきを願います。※※※

留 意 事 項

- 1 永住許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページ (<http://www.immi-moi.go.jp/teitaduki/index.html>) の「各種手続案内」をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。
- 3 この申請は、原則、申請人本人が自ら行うほか、次のいずれかの者が申請書等を地方入国管理官署に提出することができます。
※次のいずれかの者が提出する場合は、身分を証明するもの（取次証明書、戸籍謄本等）を提示していただきます。また、「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポートの提示及び登録原票記載事項証明書の提出」をお願いします。
 - (1) 地方入国管理局长から申請の取次の承認を受けている次の者
・外国人の円滑な受入れを図ることを目的として民法第34条の規定により主務大臣の許可を受けて設立された公益法人の職員
 - (2) 地方入国管理局长に届け出た弁護士又は行政書士
 - (3) 申請人の法定代理人

※法定代理人とは、申請人本人が16歳に満たない者又は精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者若しくはその能力が著しく不十分なものである場合における申請人の法定代理人に限る。

- (4) 申請人が疾病その他の事由により自ら出頭することができない場合（仕事が休めないとの理由はこれに当たりません。）には、その親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局长が適当と認める者
- 4 原則として、提出された資料は返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。
- 5 法務省ホームページに、永住許可に関するガイドライン等、参考資料を掲載しておりますので、ご覧ください。

- 永住許可に関するガイドライン
<http://www.moi.go.jp/NYUKAN/nyukan50.html>
- 我が国への貢献があると認められる者への永住許可のガイドライン
<http://www.moi.go.jp/NYUKAN/nyukan36.html>
- 我が国への貢献による永住許可・不許可事例
<http://www.moi.go.jp/NYUKAN/nyukan16.html>

申 請 2 F 総合受理窓口 (B) 月一金曜日 (祝祭日を除く) 9-16時
お問合せ ・東京入国管理局 永住審査部門 電話03-5796-7255
〒108-8255 東京都港区港南5-5-30
・インターネット予約センター (東京入国管理局1階) 電話03-5796-7112

【永住許可申請②】

申請人の方が、「定住者」の在留資格である場合

提出書類

※ 申請人とは、日本での永住を希望している外国人の方のことです。

※ 日本で発行される証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。

- 1 永住許可申請書・・1通
※地方入国管理官署において、用紙を用意してあります。また、法務省のホームページ
(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-4.html>) から取得することもできます。
- 2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・提示
理由書・・1通
※永住許可を必要とする理由について、自由な形式で書いて下さい。
※日本語以外で記載する場合は、翻訳文が必要です。
- 4 身分関係を証明する次のいずれかの資料
(1) 戸籍謄本・・1通
(2) 出生証明書・・1通
(3) 婚姻証明書・・1通
(4) 認知届の記載事項証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通
(5) 上記(1)～(4)に準ずるもの
5 申請人を含む家族全員(世帯)の外国人登録原簿記載事項証明書(外国人の方)及び住民票
(日本人の方)・・適宜
6 申請人又は申請人を扶養する方の職業を証明する次のいずれかの資料
【会社に勤務している場合】
・ 在職証明書・・1通
【自営業等である場合】
(1) 確定申告書控えの写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通
(2) 営業許可書の写し(ある場合)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通
※自営業等の方は、自ら職業等について立証していただく必要があります。
【その他の場合】
・ 職業に係る説明書(書式自由)及びその立資料・・・・・・・・・・・・・・・・適宜
※申請人及び配偶者の方お二人とも無職の場合についても、その旨を説明書(書式自由)に記載して提出してください。

7 直近(過去3年分)の申請人又は申請人を扶養する方の所得及び納税状況を証明する次のいずれかの資料

- **【会社に勤務している場合】**
- **【自営業等である場合】**

・ 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(年間の総所得及び納税状況が記載されたもの)・・各1通
※お住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。
※上記については、年間の総所得及び納税状況(税金を納めているかどうか)の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。

【その他の場合】

- (1) 次のいずれかで、所得を証明するもの
- ① 預貯金通帳の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜
 - ② 雇用保険を受給していることを証明するもの・・・・・・・・・・・・・・・・1通
 - ③ 上記①～②に準ずるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜
- (2) 住民税の課税(又は非課税)証明書及び納税証明書(年間の総所得及び納税状況が記載されたもの)・・各1通
※お住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。
※上記については、年間の総所得及び納税状況(税金を納めているかどうか)の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。
- 8 申請人又は申請人を扶養する方の資産を証明する次のいずれかの資料
- (1) 預貯金通帳の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜
 - (2) 不動産の登記事項証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通
 - (3) 上記(1)及び(2)に準ずるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜
- 9 身元保証に関する資料
- (1) 身元保証書
※地方入国管理官署において、用紙を用意してあります。また、法務省のホームページ
(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-4.html>) から取得することもできます。
 - (2) 身元保証人の印鑑
※上記(1)には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい(提出前に(1)に押印していただいた場合は、結構です)。
また、印鑑をお持ちでない方は署名(サイン)でもかまいません。
 - (3) 身元保証人に関する資料
① 職業を証明する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜
② 直近(過去1年分)の所得証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜
※①及び②の資料については、上記6及び7を参考にして提出してください。【裏面に詳しく】

③ 住民票（日本人の方が身元保証人の場合）又は外国人登録原票記載事項証明書（外国人の方が身元保証人の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通
※③については、上記5の資料と重複する資料となる場合もありますので、その場合は、併せて1通提出していただければ結構です。

10 我が国への貢献に係る資料（※ある場合のみで結構です。）

- (1) 表彰状、感謝状、献金書等の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・通宣
 - (2) 所属会社、大学、団体等の代表者等が作成した推薦状・・・・・・・・・・・・・・・・通宣
 - (3) その他、各分野において貢献があることに關する資料・・・・・・・・・・・・・・・・通宣
- ※※※このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おき願います。※※※

留 意 事 項

1 永住許可申請に關する手続等の案内については、入国管理局ホームページ
<http://www.immi-moj.go.jp/teishukui/index.html> の「各種手続案内」をご覧ください。

2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。

3 この申請は、原則、申請人本人が自ら行うほか、次のいずれかの者が申請書等を地方入国管理官署に提出することができます。

※次のいずれかの者が提出する場合は、身分を証明するもの（取次証明書、戸籍謄本等）を提示していただきます。また、「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポートの提示及び登録原票記載事項証明書の提出」をお願いします。

- (1) 地方入国管理局長から申請の取次の承認を受けている次の者
 - ・ 外国人の円滑な受入れを図ることを目的として民法第34条の規定により主務大臣の許可を受けて設立された公益法人の職員
- (2) 地方入国管理局長に届け出た弁護士又は行政書士
- (3) 申請人の法定代理人

※法定代理人とは、申請人本人が16歳に満たない者又は精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者若しくはその能力が著しく不十分なものである場合における申請人の法定代理人に限る。

(4) 申請人が疾病その他の事由により自ら出頭することができない場合（仕事が休めないとの理由はこれに当たりません。）には、その親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が適当と認める者

4 原則として、提出された資料は返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。

5 法務省ホームページに、永住許可に關するガイドライン等、参考資料を掲載していますので、

ご覧ください。

- 永住許可に關するガイドライン
<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan50.html>
- 我が国への貢献があると認められる者への永住許可のガイドライン
<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan36.html>
- 我が国への貢献による永住許可・不許可事例
<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan16.html>

申 請 2 F 総合受理窓口 (B) 月一金曜日（祝祭日を除く）9ー16時
お問合せ ・ 東京入国管理局 永住審査部門

〒 108-8255 東京都港区港南5ー5ー30 TEL 03ー5796ー7255
・ インフォメーションセンター（東京入国管理局1階）TEL 03ー5796ー7112

【永住許可申請③】

申請人の方が、就労関係の在留資格（「人文知識・国際業務」、「技術」、「技能」など）及び「家族滞在」の在留資格である場合

提出書類

※ 申請人とは、日本での永住を希望している外国人の方のことです。

※ 日本で発行される証明書は全て、発行日から3か月以内のものを出してください。

1 永住許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

※地方入国管理官署において、用紙を用意してあります。また、法務省のホームページ
(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/6-4.html>) から取得することもできます。

2 パスポート及び外国人登録証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・提示

3 理由書・・1通

※永住許可を必要とする理由について、自由な形式で書いて下さい。

※日本語以外で記載する場合は、翻訳文が必要です。

4 身分関係を証明する次のいずれかの資料（申請人の在留資格が「家族滞在」の方の場合に提出が必要となります。）

(1) 戸籍謄本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

(2) 出生証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

(3) 婚姻証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

(4) 認知届の記載事項証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

(5) 上記(1)～(4)に準ずるもの

5 申請人を含む家族全員（世帯）の外国人登録原簿記載事項証明書（外国人の方）及び住民票（日本人の方）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜

6 申請人又は申請人を扶養する方の職業を証明する次のいずれかの資料

会社等に勤務している場合

・ 在職証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

自営業等である場合

(1) 確定申告書控えの写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

(2) 営業許可書の写し（ある場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

※自営業等の方は、自ら職業等について立証していただく必要があります。

その他の場合

・ 職業に係る説明書（書式自由）及びその立資料・・・・・・・・・・・・・・・・適宜
※申請人及び配偶者の方お二方とも無職の場合についても、その旨を説明書（書式自由）に記載して提出してください。

7 最近（過去3年分）の申請人又は申請人を扶養する方の所得及び納税状況を証明する次のいずれかの資料

会社等に勤務している場合

自営業等である場合

・ 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各1通

※お住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。

※上記については、年間の総所得及び納税状況（税金を納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。

その他の場合

(1) 次のいずれかで、所得を証明するもの

① 預貯金通帳の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜

② 雇用保険を受給していることを証明するもの・・・・・・・・・・・・1通

③ 上記①～②に準ずるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜

(2) 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書（年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・各1通

※お住まいの区役所・市役所・役場から発行されるものです。

※上記については、年間の総所得及び納税状況（税金を納めているかどうか）の両方が記載されている証明書であれば、いずれか一方でかまいません。

8 申請人又は申請人を扶養する方の資産を証明する次のいずれかの資料

(1) 預貯金通帳の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜

(2) 不動産の登記事項証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

(3) 上記(1)及び(2)に準ずるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜

9 身元保証に関する資料

(1) 身元保証書

※地方入国管理官署において、用紙を用意してあります。また、法務省のホームページ
(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/6-4.html>) から取得することもできます。

(2) 身元保証人の印鑑

※上記(1)には、押印していただく欄がありますので、印鑑をお持ち下さい（提出前に(1)に押印していただいた場合は、結構です。）。

また、印鑑をお持ちでない方は署名（サイン）でもかまいません。

(3) 身元保証人に係る次の資料

【裏面に続く】

- ① 職業を証明する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜
- ② 直近（過去1年分）の所得証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜

※①及び②の資料については、上記6及び7を参考にして提出してください。

- ③ 住民票（日本人の方が身元保証人の場合）又は外国人登録原簿記載事項証明書（外国人の方が身元保証人の場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

※③については、上記5の資料と重複する資料となる場合もありますので、その場合は、併せて1通提出していただければ結構です。

- 10 我が国への貢献に係る資料（※ある場合のみで結構です。）

- (1) 表彰状、感謝状、叙勲書等の写し・・・・・・・・・・・・・・・・・・適宜
 - (2) 所属会社、大学、団体等の代表者等が作成した推薦状・・・・・・・・・・適宜
 - (3) その他、各分野において貢献があることに關する資料・・・・・・・・・・適宜
- ※※※このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知をお願いします。※※※

留 意 事 項

- 1 永住許可申請に關する手続等の案内については、入国管理局ホームページ
<http://www.immi-moi.go.jp/teikuk/index.html> の「各種手続案内」をご覧ください。

- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文（日本語）を添付して下さい。

- 3 この申請は、原則、申請人本人が行うほか、次のいずれかの者が申請書等を地方入国管理官署に提出することができます。

※次のいずれかの者が提出する場合は、身分を証明するもの（取次証明書、戸籍謄本等）を提示していただきます。また、「申請人のパスポート及び外国人登録証明書の提示」に代わって、「申請人のパスポートの提示及び登録原簿記載事項証明書の提出」をお願いします。

- (1) 地方入国管理局長から申請の取次の承認を受けている次の者
 - ・ 外国人の出発前受入れを図ることを目的として民法第34条の規定により主務大臣の許可を受けて設立された公益法人の職員
- (2) 地方入国管理局長に届け出た弁護士又は行政書士
- (3) 申請人の法定代理人

※法定代理人とは、申請人本人が16歳に満たない者又は精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者若しくはその能力が著しく不十分なものである場合における申請人の法定代理人に限る。

- (4) 申請人が疾病その他の事由により自ら出頭することができない場合（仕事が休めないとの理由はこれに当たりません。）には、その親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が適当と認める者

4 原則として、提出された資料は返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。

- 5 法務省ホームページに、永住許可に關するガイドライン等、参考資料を掲載しておりますので、ご覧ください。

- 永住許可に關するガイドライン
<http://www.moi.go.jp/NYUKAN/nyukan50.html>
- 我が国への貢献があると認められる者への永住許可のガイドライン
<http://www.moi.go.jp/NYUKAN/nyukan36.html>
- 我が国への貢献による永住許可・不許可事例
<http://www.moi.go.jp/NYUKAN/nyukan16.html>

申 請 2 F 総合受理窓口 (B) 月一金曜日（祝祭日を除く）9ー16時
 お問合せ ・ 東京入国管理局 永住審査部門
 〒 108-8255 東京都港区港南 5ー5ー3 0 TEL 03ー5796ー7255
 ・ インフォメーションセンター（東京入国管理局1階）TEL 03ー5796ー7112